バス通園申込書について 《スクールバス利用者のみ》

下記の申込書に必要事項を記入して園に提出して下さい。

- *一人1枚の提出となります。
- *歩き通園のお子様は不要です。

利用規定

- 通園バスの維持管理費の一部を充当するために、利用者は定められた利用代金を負担 1. する。利用代金は、休園・欠席等による利用回数に関係なく年額31,200円を月割り として利用園児一人につきーヶ月2,600円を口座引落で納める。
- 2. バス停は、最寄りのバス停を利用し、所定の時間までに必ず保護者が送迎する。バス 停では、近隣の迷惑の迷惑にならないように親子でマナーを守り、安全に待機する。 その管理は保護者が負うものとする。
- 通園時(自宅~バス停)バス停待機中・バス乗車中等に事故が発生した場合は、園が 3. 加入する保険を適用して、その賠償の責を負うものとする。
- その他、園が定める細かな規定を理解し遵守する。 4.

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 切り取り ・・・・・・・・・・・・・・・

スクールバス申込書

平成 年 月 H

大洲こども園長 様

上記の規定を承諾してスクールバス利用を申し込みます。

恴	児	名		
保	護	者	名	印

【スクールバス利用停止届け】について

*スクールバスによる通園を何	亭止する時は、	下記の届けを提出し	て下さい。	
この届けが提出されてから、	金融機関にバス	ス代の引落し停止の	手続きを園から行い	ます。

- *月の途中でスクールバスの利用を停止した場合でも、引落しの停止は翌月からになります。 (引落しが停止されているかどうか通帳で確認して下さい。停止されていない場合は、直ち に事務室にお知らせ下さい。)
- *届けは必要事項を記入し、押印して事務室に届けて下さい。
- *園児一人につき一枚の提出になります。(例えば、兄弟二人で利用している場合は、それぞれ一枚ずつ提出して下さい。

・・・・・・・・・・・・・・・・ 切り取り ・・・・・・・・・・・・・・・・・

スクールバス利用停止届け

平成 年 月 日

大洲こども園長 様

平成 年 月 日からスクールバスの利用を停止します。 つきましては、バス料金の引落しを、平成 年 月から停止して下さい。

園 児 名二 (保 護 者 名 印